

平成25年6月25日  
第2500号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 告 示

- 地籍調査成果の認証（302・農山村振興課）…………… 1
- 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（303・水産漁港課）…………… 5
- 建設業の許可の取消し（304・秋田地域振興局総務企画部）…………… 7

### 公 告

- 土地改良区連合の土地改良事業計画の変更の認可（北秋田地域振興局農林部）…………… 7

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（66）…………… 7
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（67）…………… 8

## 告 示

### 秋田県告示第302号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査成果を認証したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 調査を行った者の名称  
能代市
- (2) 成果の名称  
能代市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
能代市二ツ井町の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成23年度及び平成24年度  
0.16平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 2(1) 調査を行った者の名称  
湯沢市
- (2) 成果の名称  
湯沢市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
湯沢市皆瀬の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成20年度及び平成24年度  
2.66平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 3(1) 調査を行った者の名称  
湯沢市
- (2) 成果の名称  
湯沢市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
湯沢市皆瀬の一部
- (4) 実施年度及び認証面積

- 平成21年度及び平成24年度  
3.19平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 4(1) 調査を行った者の名称  
湯沢市
- (2) 成果の名称  
湯沢市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
湯沢市秋ノ宮の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成22年度及び平成24年度  
0.67平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 5(1) 調査を行った者の名称  
湯沢市
- (2) 成果の名称  
湯沢市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
湯沢市皆瀬の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成22年度及び平成24年度  
0.94平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 6(1) 調査を行った者の名称  
大仙市
- (2) 成果の名称  
大仙市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
大仙市強首の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成22年度及び平成24年度  
0.28平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 7(1) 調査を行った者の名称  
大仙市
- (2) 成果の名称  
大仙市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
大仙市太田町川口、太田町三本扇の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成22年度及び平成24年度  
0.40平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 8(1) 調査を行った者の名称  
大仙市
- (2) 成果の名称  
大仙市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域

- 大仙市太田町川口、太田町三本扇の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成23年度及び平成24年度  
0.30平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 9(1) 調査を行った者の名称  
鹿角市
- (2) 成果の名称  
鹿角市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
鹿角市十和田末広、十和田瀬田石の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成22年度及び平成24年度  
3.75平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 10(1) 調査を行った者の名称  
鹿角市
- (2) 成果の名称  
鹿角市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
鹿角市十和田瀬田石の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成23年度及び平成24年度  
2.31平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 11(1) 調査を行った者の名称  
由利本荘市
- (2) 成果の名称  
由利本荘市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
由利本荘市矢島町立石の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成22年度及び平成24年度  
1.71平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 12(1) 調査を行った者の名称  
由利本荘市
- (2) 成果の名称  
由利本荘市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
由利本荘市矢島町立石の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成23年度及び平成24年度  
1.24平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 13(1) 調査を行った者の名称  
男鹿市
- (2) 成果の名称

- 男鹿市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
男鹿市中石の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成23年度及び平成24年度  
0.44平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 14(1) 調査を行った者の名称  
男鹿市
- (2) 成果の名称  
男鹿市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
男鹿市鮪川の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成24年度  
0.57平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 15(1) 調査を行った者の名称  
男鹿市
- (2) 成果の名称  
男鹿市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
男鹿市北浦、相川の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成22年度及び平成24年度  
0.33平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 16(1) 調査を行った者の名称  
男鹿市
- (2) 成果の名称  
男鹿市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
男鹿市北浦の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成23年度及び平成24年度  
0.18平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日
- 17(1) 調査を行った者の名称  
羽後町
- (2) 成果の名称  
羽後町の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
羽後町杉宮の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成23年度及び平成24年度  
0.20平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年6月18日

## 秋田県告示第303号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を平成25年6月13日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成25年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

## 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、昭和20年代後半から50年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和50年に34千トン、生産額では昭和52年に140億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

- (2) 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多産少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

## 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。なお、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については「若干」とされており、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については数量を明示されていない。

- (1) 平成24年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

## ア すけとうだら

平成24年4月から平成25年3月まで 若干

## イ まあじ

平成24年1月から12月まで 若干

## ウ まさば及びごまさば

平成24年7月から平成25年6月まで 若干

## エ ずわいがに

平成24年7月から平成25年6月まで 30トン

- (2) 平成25年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

## ア すけとうだら

平成25年4月から平成26年3月まで 若干

イ まあじ

平成25年1月から12月まで 若干

ウ ずわいがに

平成25年7月から平成26年6月まで 31トン

### 3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

#### (1) すけとうだら

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

#### (2) まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

#### (3) まさば及びごまさば

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

#### (4) ずわいがに

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

### 4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成25年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第1種漁業)	秋田県地先水面	平成25年9月1日から 平成25年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面(ただし、第二種共同漁業権水域を除く。)	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	3,099

### 5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成25年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第1種漁業)	秋田県地先水面	平成25年9月1日から 平成25年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面(ただし、第二種共同漁業権水域を除く。)	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	3,099

### 6 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

#### (1) まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、「秋田県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を

本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）及びかれい固定式刺し網漁業（第二種共同漁業権水域を除く。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第304号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成25年6月14日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社サンウッド  
秋田市茨島四丁目7番41号  
代表取締役 坂 本 巖  
秋田県知事許可（般-21）第80734号
- 3 処分の内容  
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成25年6月13日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、米代川筋土地改良区連合から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、平成25年6月18日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成25年6月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,158

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

213,486

**秋選管告示第67号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成25年6月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 選挙区別

秋田市	88,953
能代市山本郡	25,548
横手市	27,646
大館市	21,920
男鹿市	9,213
湯沢市雄勝郡	19,822
鹿角市鹿角郡	11,289
由利本荘市	23,506
潟上市	9,537
大仙市仙北郡	31,009
北秋田市北秋田郡	11,091
にかほ市	7,484
仙北市	8,299
南秋田郡	7,318

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）